

商業・法人登記申請には

**QRコード(二次元バーコード)付き書面申請
が便利です！**

QRコード (※) 付き書面申請とは？

電子証明書をお持ちでなくても「申請用総合ソフト」をインストールして、QRコードが印字された登記申請書を作成し、その申請情報をインターネット経由で事前に登記所に送信する書面申請の方法です。

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

電子証明書不要
で簡単便利♪



★QRコード付き書面申請のメリット★

- ◆ ご自宅や事務所のパソコン上で、処理状況や登記の完了が確認できます。
- ◆ 電子署名・電子証明書は不要なので、インターネット環境があれば、ソフトのダウンロードと簡単な入力で、誰でも簡単に利用できます。
- ◆ 登記申請書を簡単・正確に作成することができます。
- ◆ 作成したデータを管理・再利用することができます。

鹿児島地方法務局法人登記部門

TEL 099-219-2130

QRコード付き書面申請の流れ(概略)

申請者情報登録

・申請者情報の登録(申請者IDの取得)が必要です。初回のみ「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)」から登録します。

ソフトのダウンロード

・法務省ホームページから申請用総合ソフト(無料)をダウンロードします。



申請書の作成

・QRコード付き書面申請書を作成します。申請用総合ソフトを起動し、申請書の入力フォームに従って必要事項を入力します。

申請データの送信

・申請データを送信します。申請書を編集した後「完了」ボタンをクリックすると申請データが保存されますので「申請データ送信」ボタンをクリックし、管轄登記所へ送信します(電子署名・電子証明書は不要です。)

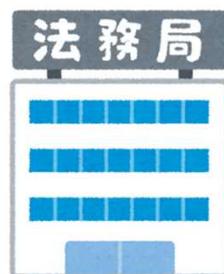
申請書の提出

・処理状況を更新し、申請データが登記所へ到達したことを確認した後、**登記申請書(QRコードが左上に印刷されたもの)**を印刷して、押印などを行います。これに必要な添付書類とともに管轄の登記所の窓口を持参または郵送します。



登記所での処理

・登記所で申請書の受付が行われます。その後はパソコンで処理状況を確認します。
・登記が完了すると手続き完了のお知らせが通知されます。



QRコード付き書面申請についての詳しい利用方法は

「二次元バーコード付き書面申請」で検索



申請用総合ソフトの操作に関する問い合わせは
登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

TEL 050-3786-5797

